

気候変動対策認証センターが実施する妥当性確認について(移行措置)

平成 22 年 11 月 1 日

気候変動対策認証センター 妥当性確認チーム

これまで当センターは、オフセット・クレジット（J-VER）制度において、「我が国における国際認定フォーラム（IAF）のメンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定が授与されるまでの間の移行措置」として、暫定的な妥当性確認機関として妥当性確認を実施してまいりましたが、昨今の状況に鑑み、当センターにおける妥当性確認の受付は平成 22 年 11 月 15 日をもって終了させていただきます。

なお、当センターが実施する妥当性確認は、環境省の実施する「温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業」における「妥当性確認受検支援」（100 万円を上限に支援）の対象外となっています。環境省の支援事業を受けるためには、当センター以外にて妥当性確認を受検する必要がありますのでご注意ください。

1. プロジェクト計画書等提出締切日

当センターによるプロジェクト計画書等提出締切は、以下のとおりです。ただし、提出案件が多数の場合は、先着順に妥当性確認を開始いたします。そのため、直近の委員会における審議対象とならない場合もございますので予めご了承願います。

なお、当センター以外における妥当性確認のスケジュールは各機関にお問い合わせください。

	第 21 期	第 22 期	第 23 期
委員会開催予定	12月22日	1月19日	2月前半
プロジェクト計画書等締切日※	10月8日	11月1日	11月15日

※ 締切日当日の正午時点で、すべての受理要件が整っている必要があります¹。事務局における受理要件確認には原則として 1 営業日をいただいております。締切日当日の正午時点で、提出書類が受理要件を満たしていない場合には翌期以降の審議対象となります。（ただし、第 25 期において受理できなかった場合は当センターにおける妥当性確認を受検することはできません。）

2. 妥当性確認・再妥当性確認手数料

当センターが実施する妥当性確認・再妥当性確認の手数料は、①プロジェクト計画書提出時、②プロジェクト登録時、③クレジット発行時の 3 つに分割されてお支払いいただいております。当面の間以下の表のとおりとします。①・②は、妥当性確認・再妥当性確認ごとに必要となりますが、③は実際に発行されるクレジット量に基づいて計算されます。

なお、当センターにおける妥当性確認・再妥当性確認を受検していない場合、以下の手数料はかかりません。当センター以外における妥当性確認・再妥当性確認の手数料は各機関にお問い合わせください。

①プロジェクト計画書提出時	【E001, 002】ボイラー設置事業所 2 事業所まで 【E002, 003】木質ペレット販売事業者 2 事業者まで 【R001, 002】森林施業計画 2 件まで 【R003】植林対象市町村 3 市町村域まで	147,000 円（税抜 140,000 円）
(バンドリングに伴う追加)	ボイラー設置事業所・木質ペレット販売事業者 森林施業計画追加 植林対象市町村域追加	63,000 円/事業所・事業者・計画 (税抜 60,000 円) 42,000 円/市町村域 (税抜 40,000 円)
②プロジェクト登録時		105,000 円 (税抜 100,000 円)
③クレジット発行時	固定部分 [一回あたり]	21,000 円 (税抜 20,000 円)
	変動部分 [発行量あたり]	84 円/tCO ₂ (税抜 80 円/ tCO ₂)

※制度の円滑な運営のため、暫定措置として実際の業務コストよりも低額に手数料を設定しております。

※請求書が必要な場合は予めご一報願います。

振込先

みずほ銀行（金融機関コード：0001） 神谷町支店（店番号：146）

口座種別：普通 口座番号：1177006

社団法人海外環境協力センター 気候変動対策認証センター

シヤ) カイガイカンキョウキョウリョクセンター キコウヘンドウタイサクニンシヨウセンター

¹各関係者による不足資料・要修正資料等の準備等により、初提出から受理まで 5-7 営業日かかる場合が多数見受けられます。締切日当日に提出いただいた資料に要修正箇所があった場合は、受理できません。